

●香川県警察本部告示第9号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月29日

香川県警察本部長 永井達也

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
免許の種類	車体の大きさ等				装置等	車体の大きさ等			
	自動車の区分	長さ	幅	軸距		自動車の区分	長さ	幅	軸距
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	総排気量0.300リットル以上の普通二輪車（小型限定普通二輪にあっては総排気量 <u>0.090リットル</u> 以上 <u>0.125リットル</u> 以下のもの）	略	略	略	普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車については、車両重量140キログラム以上のもの	総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車について、車両重量140キログラム以上のもの	オートバイ型（オートマチック車にあっては、スクーター型）とする。	オートバイ型（オートマチック車にあっては、スクーター型）とする。
(停止処分者講習の細目)	(停止処分者講習の細目)								
第48条 略	第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。）は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。								
(1) 略	(1) 略								

(2) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第7条第2項に規定する者であつて、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。

ア 略

イ 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 略

(3)～(5) 略

（大型車等講習の細目）

第49条 略

(1)・(2) 略

ア～ウ 略

(2) 運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第6条第2項に規定する者であつて、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。

ア 略

イ 法第117条の4第7号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 略

(3)～(5) 略

（大型車等講習の細目）

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の中型車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の普通車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア・イ 略

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号の規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3)・(4) 略

(旅客車講習の細目)

第53条の2 略

(1)・(2) 略

ア・イ 略

(ア)・(イ) 略

じ。)で大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の4第8号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ)・(オ) 略

(3)・(4) 略

(旅客車講習の細目)

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 略

(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通旅客車講習（施行規則第38条第7項第2号の表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 略

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア)・(イ) 略

(ウ) 法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車等を運転して刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（(ウ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

（高齢者講習の細目）

第57条 略

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第12項第2号の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器とすること。

(4) 略

(5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

ア 75歳未満講習（施行規則第38条第12項第2号の表1の項の第1欄に掲げる講習をいう。以下同じ。）

講習事項	講習方法	講習時間	
		小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）以外の免許を受けている者	小型特殊免許のみを受けている者
運転者としての	教本、視聴覚教材等	30分	30分

(ウ) 法第117条の4第8号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車等を運転して刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第1項の罪又は法に規定する罪（(ウ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 略

(3)・(4) 略

（高齢者講習の細目）

第57条 高齢者講習は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 施行規則第38条第12項第2号の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4) 略

(5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講習方法	講習時間	
		小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）以外の免許を受けている者	小型特殊免許のみを受けている者
運転者としての	教本、視聴覚教材等	1時間	1時間

資質の向上に関すること、 <u>道路交通</u> の現状、 <u>交通事故</u> の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。			資質の向上に関する <u>こと並びに</u> <u>道路交通</u> の現状及び <u>交通事故</u> の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。		
身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	略			身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	教本、運転適性検査器材等必要な教材を用い、届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	1時間	1時間
<u>安全運転</u> のための討議	教本、視聴覚教材、事故事例等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。	30分		教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコース又は道路及び届出自動車教習所の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコース又は道路及び届出自動車教習所の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	1時間	
備考				備考			

- 1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 2 実車による指導は、原則としてコースにおいて、受講者個人ごとに実施するものとする。
- 3 略

イ 75歳以上講習（施行規則第38条第12項第2号の表2の項の第1欄に掲げる講習をいう。以下同じ。）

講習事項	講習方法	講習時間	
		小型特殊自動車免許以外の免許を受けている者	小型特殊免許のみを受けている者
<u>運転者としての資質の向上に関すること、道路交通の現状、交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。</u>	30分	30分
<u>身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</u>	<u>教本、運転適性検査器材等必要な教材を用い、届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。</u>	1時間	1時間
	<u>教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自</u>	1時間	

- 1 高齢者講習の2回目以降の受講者に対して行う自動車等の運転について必要な知識に係る講習については、講義の時間内に40分の討論を取り入れるものとする。
- 2 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 3 運転シミュレーターを用いることができる場合は、届出自動車教習所のコースを使用することが困難であるため自動車等を用いることができない場合に限るものとする。

<u>動車教習所のコース</u> <u>又は道路及び届出自</u> <u>動車教習所の設備に</u> <u>おいて、運転シミュ</u> <u>レーターを用いる場</u> <u>合にあっては届出自</u> <u>動車教習所等の建物</u> <u>において指導を行う</u> <u>こと。</u>		
備考		
<p>1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。</p> <p>2 実車による指導は、原則としてコースにおいて、受講者個人ごとに実施するものとする。</p> <p>3 運転シミュレーターを用いることができる場合は、届出自動車教習所のコースを使用することが困難であるため自動車等を用いることができない場合に限るものとする。</p>		

(違反者講習の細目)

第58条 略

(1)～(4) 略

(5) 略

講習事項の区分	講習方法	講習時間
運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知	活動内容に応じて必要な資器材を用い、道路において講習規則第6条各号のいずれかに該当する活動を体験させること。 教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。	2時間30分 2時間20分

講習事項の区分	講習方法	講習時間
運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知	活動内容に応じて必要な資器材を用い、道路において講習規則第5条各号のいずれかに該当する活動を体験させること。	2時間30分
	教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。	2時間20分

識	
自動車等の運転に必要な適性	略
考査	略
備考	略

(6) 略

(任意高齢者簡易講習の細目)

第58条の2 施行規則第89条の2第1号の任意高齢者簡易講習は、同号及び講習規則第2条第1項第1号の表1の項及び第2号の表1の項に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 講習規則第2条第1項第1号の表1の項及び第2号の表1の項の視力検査器材は、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器とすること。

(4) 略

講習事項の区分	講習方法	講習時間
運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	略	
身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	略	
備考		1 75歳未満講習と75歳以上講習に区分して行うものとする。

識	
自動車等の運転に必要な適性	運転適性検査器材及び筆記による検査を用い、運転免許センターの建物において指導を行うこと。
考査	30分
備考	指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。

(6) 略

(任意高齢者簡易講習の細目)

第58条の2 施行規則第89条の2第1号の任意高齢者簡易講習は、同号及び講習規則第2条第1項第1号の表1の項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 講習規則第2条第1項第1号の表1の項の視力検査器材は、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター又は届出自動車教習所の建物において行うこと。	30分
身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センター又は届出自動車教習所の建物において指導を行うこと。	30分
備考		指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。

- 2 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 3 75歳以上講習にあっては、認知機能検査（法第101条の4第2項に規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果に基づく指導を含むものとする。

第58条の3 削除

(任意高齢者講習の細目)

第58条の3 施行規則第89条の2 第2号の任意高齢者講習は、同号及び講習規則第2条第1項第1号の表2の項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 第48条第2号に規定する者により行うこと。
- (3) 講習規則第2条第1項第1号の表2の項の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同項の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。
- (4) 前号に規定する設備のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
 - ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
 - イ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、任意高齢者講習を行うために必要な建物その他の設備
- (5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
<u>運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>

講		
<u>身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</u>	<u>教本、運転適性検査器材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において指導を行うこと。</u>	<u>1時間</u>
	<u>教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコース又は道路及び届出自動車教習所の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において指導を行うこと。</u>	<u>1時間</u>
備考		
1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。 2 運転シミュレーターを用いることができる場合は、届出自動車教習所のコースを使用することが困難であるため自動車等を用いることができない場合に限るものとする。		

(任意運転者講習の細目)

第58条の4 施行細則第89条の2第2号の任意運転者講習は、同号及び講習規則第1条各号に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1)～(3) 略

(チャレンジ講習の細目)

第58条の5 施行細則第89条の2第3号のチャレンジ講習は、同号に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1)～(4) 略

(認知機能検査員講習の細目)

第58条の6 認知機能検査員講習（施行細則第89条の3第1項に規定する認知機能検査員講習をいう。以下同じ。）は、施行細則第89条の3に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
---------	------	------

(任意運転者講習の細目)

第58条の4 施行細則第89条の2第3号の任意運転者講習は、同号及び講習規則第1条各号に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1)～(3) 略

(チャレンジ講習の細目)

第58条の5 施行細則第89条の2第4号のチャレンジ講習は、同号に定めるもののほか、次により行うものとする。

(1)～(4) 略

<u>高齢者及び認知症の実態及び基礎理論について必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センターの建物において行うこと。</u>	<u>90分</u>	
<u>高齢運転者対策について必要な知識</u>		<u>60分</u>	
<u>認知機能検査の実施について必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び認知機能検査の模擬実施の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。</u>	<u>180分</u>	
備考 認知機能検査員講習を受けようとする者が、左欄に掲げる講習事項と同等の内容を有すると認められる講習を終了している場合は、当該講習事項に係る講習を免除することができる。この場合においては、同等の内容を有すると認められる講習を終了した旨が記載されている書面を提出させるものとする。			

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。